健生発 1008 第７号
令和７年 10 月８日

（別記１）　殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
（　公　印　省　略　）

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和７年厚生労働省令第 98 号）が本日公布され、同日から施行されるところですが、その改正の内容は下記のとおりです。

つきましては、貴職におかれましては、その趣旨を踏まえ、貴会員に対する周知及び適正な移植医療の実施についてよろしくお願いします。

記

１．脳死判定基準に関する事項

脳死判定基準について、以下の改正を行ったこと。

（１）臓器の移植に関する法律施行規則（平成９年厚生省令第 78 号。以下「臓器移植法施行規則」という。）第２条第１項第３号に規定する脳死判定を行う前提条件である体温の最低基準について、深部体温による測定を可能とすること。
（２）臓器移植法施行規則第２条第２項第６号に規定する脳血流の消失の確認（以下「補助検査」という。）について、眼球損傷、鼓膜損傷又は高位脊髄損傷以外の状態も含め、瞳孔散大・固定又は脳幹反射の消失を確認することが困難である場合に実施できることとすること。
（３）臓器移植法施行規則第２条第４項に規定する脳死判定を行う前提条件である血圧の最低基準について、平均動脈圧による測定を可能とし、基準値を規定すること。
（４）その他所要の規定の整備を行うこと。

２．施行日

公布の日

（別記１）

公益社団法人　日本医師会　会長
公益社団法人　全国自治体病院協議会　会長
公益社団法人　全日本病院協会　会長
一般社団法人　日本病院会　会長
一般社団法人　日本医療法人協会　会長
公益社団法人　日本精神科病院協会　会長
公益社団法人　日本眼科医会　会長
一般社団法人　日本移植学会　理事長
一般社団法人　日本救急医学会　代表理事
一般社団法人　日本臨床救急医学会　代表理事
一般社団法人　日本救急看護学会　代表理事
一般社団法人　日本集中治療医学会　理事長
一般社団法人　日本脳神経外科学会　理事長
日本臨床脳神経外科協会　理事長
公益社団法人　日本小児科学会　会長
一般社団法人　日本外科学会　理事長
特定非営利活動法人　日本心臓血管外科学会　理事長
一般社団法人　日本胸部外科学会　理事長
特定非営利活動法人　日本呼吸器外科学会　理事長
一般社団法人　日本消化器外科学会　理事長
一般社団法人　日本内科学会　理事長
一般社団法人　日本循環器学会　代表理事
一般社団法人　日本呼吸器学会　理事長
一般社団法人　日本肝臓学会　理事長
一般社団法人　日本腎臓学会　理事長
一般社団法人　日本糖尿病学会　理事長
一般社団法人　日本泌尿器科学会　理事長
一般社団法人　日本透析医学会　理事長
一般社団法人　日本臨床腎移植学会　理事長
一般社団法人　日本内分泌学会　代表理事
一般財団法人　日本消化器病学会　理事長
日本角膜移植学会　理事長
公益財団法人　日本眼科学会　理事長
日本角膜学会　理事長
特定非営利活動法人　日本法医学会　理事長